

第4章

知的財産

(1) ルールの背景

2017年版不正貿易報告書 649 頁参照。

(2) 法的規律の概要

2017年版不正貿易報告書 649 頁参照。

(3) 我が国の EPA/FTA 知的財産章の概要

我が国はこれまで 21 か国・地域と 18 の EPA/FTA が発効済・署名済であり、そのうち日 ASEAN 包括的経済連携 (AJCEP) を除き、知的財産に関する規定を設けている。そこでは TRIPS 協定以上の義務も規定しており、現在までに締結してきた我が国の主要な EPA/FTA の知的財産章における特徴は、大きく分類すると以下の 3 点となる。

① 手続の簡素化・透明化

TRIPS 協定は権利取得についての手続の詳細は定めていないが、特許出願などの手続における公証義務の原則廃止、優先権証明書の翻訳文証明手続の簡素化などの規定を EPA/FTA に導入することにより、相手国における手続面の負担を軽減し、権利取得の容易化を図っている。また、知的財産保護関連情報の入手を容易にする規定を導入することで、出願や権利執行などに関する予見性の向上を図っている。

② 知的財産の保護強化

知的財産保護の実体面について、例えば、日本国特許庁の特許審査結果を提出することにより、相手国で実体審査を経ずに特許取得ができるようにする、あるいは、相手国で早期に特許審査をするよう請求ができ

るようにするなどの制度を導入する規定により、相手国における権利付与の迅速化を図っている。また外国周知商標を保護する規定を盛り込むなど、相手国における知的財産保護の実体面の充実を図っている。

③ エンフォースメント強化

TRIPS 協定は、第 51 条において国境措置、第 61 条において刑事罰につき規定しているが、義務規定の対象とされているのは不正商標商品及び著作権侵害物品についてのみであり、その他の知的財産侵害物品に関しては共に任意規定となっている。そこで、国境措置、刑事罰の対象を拡大するとともに、TRIPS 協定で明示的に記載されていない形態模倣行為の禁止等を明確に規定するなど、保護対象の拡大及び明確化による実体的なエンフォースメント強化を行うとともに、TRIPS 協定第 57 条に規定されている情報通知を義務化するなど、手続面での改善により、エンフォースメント強化を図っている。

近年発効した EPA/FTA としては、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (TPP11/CPTPP : Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership) や、日 EU・EPA が挙げられる。これらの協定における知的財産章の概要は以下のとおり。

(a) 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (TPP11/CPTPP : Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership)

TPP11 協定は、知財保護の包括的かつハイレベルな規定を設けた TPP 協定 (2017 年版不正貿易報告書 463-464 頁参照) の署名後、2017 年 1 月に米国が離脱表明したことを受け、TPP 協定の一部を凍結項目とし

た新協定として、2018年12月30日に発効したものである。知的財産分野においては、特許期間延長制度（第18.46条、第18.48条）、新薬のデータ保護期間に係るルール（第18.50条、第18.51条）、著作権の保護期間（第18.63条）等が凍結項目となっている一方、模倣品・海賊版の水際での職権差止権限の各国当局への付与（第18.76条）等の規定が含まれている。

(b) 日 EU・EPA

本協定は、日EU双方とも既に高いレベルの知的財産保護制度を有しているところ、TRIPS協定よりも高度又は詳細な規律を定める観点から、知的財産に関する制度の運用における透明化、十分かつ効果的な実体的権利保護を確保するとともに、知的財産の権利行使、協力及び協議メカニズム等について規定し、知的財産の保護と利用の推進を図る内容となっており、2019年2月1日に発効している。

(i) 手続の簡素化・透明化

(ア) 国際協定（商標権の取得の円滑化）（第14.3条）

国際的な商標の一括出願を規定した標章の国際登録を定めるマドリッド協定議定書を締結することを規定するとともに、商標出願手続の国際的な制度調和と簡略化を図るためのシンガポール商標法条約の締結に向けた合理的な努力を払うことを規定した。

(ii) 知的財産の保護強化

(ア) 医薬品の知的財産保護を強化する制度の導入（第14.35条、第14.37条）

特許期間延長制度（販売承認の手続の結果による有効な特許期間の短縮について特許権者に補償するために特許期間の延長を認める制度、第14.35条）、新薬のデータ保護期間を6年以上とすることの義務化（第14.37）を定めることを規定した。

(イ) 未登録の商品形態の保護（第14.32条）

商品の形態の模倣行為（デッドコピー）に対して法的救済手段を設けることを規定した。

(ウ) 著作権の保護期間（第14.13条）

著作権等につき、その保護期間が自然人の生存期間に基づき計算される場合には、作者の生存期間及び作者の死後70年以上とすること等を規定した。

(エ) 地理的表示（GI）の保護（第14.22条等）

付属書14-Bに掲載された双方の農産品及び酒類の地理的表示にTRIPS協定第23条と概ね同等の高いレベルの保護を与えること等を規定した。

(iii) エンフォースメント強化

(ア) 民事上の救済の拡充（第14.42条、第14.44条、第14.46条、第14.47条）

知的財産権全般についての民事上の救済を規定。具体的には、侵害者利益を考慮した損害賠償額の算出（第14.47条）、証拠を保全するための措置（第14.42条）、暫定措置及び予防措置（第14.44条）、差止命令（第14.46条）等について規定した。

(イ) 営業上の秘密の不正使用に対する権利行使（第14.50条）

営業上の秘密の不正使用に対する民事上の救済手続に関し、司法当局が少なくとも差止命令や損害賠償を命じる権限を有することや、司法手続に参加することで知るに至った営業秘密に関し、当該司法手続の当事者等への秘密保持命令について規定した。

(ウ) 国境措置の強化（第14.51条）

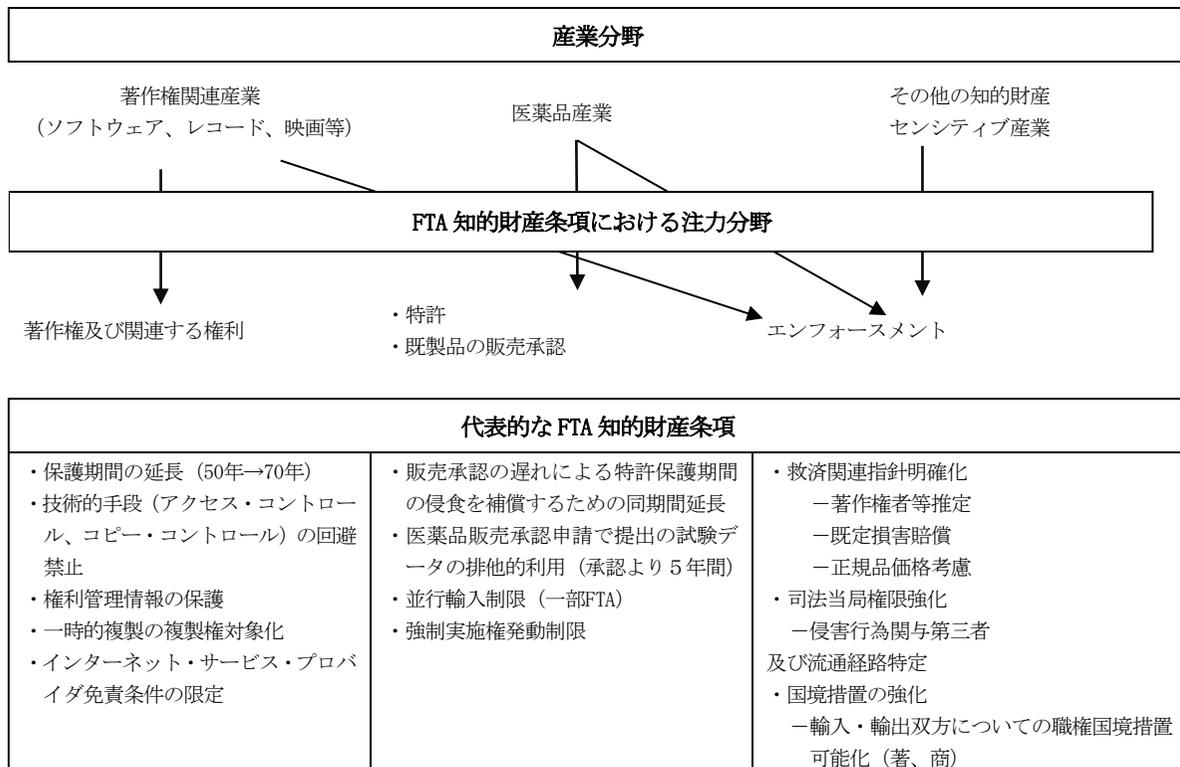
知的財産権全般についての国境措置を規定。具体的には、輸入又は輸出される物品に関する職権差止権限を税関当局に付与することや、侵害品の破棄命令権限を当局に付与すること等について規定した。

(4) 諸外国の動向

①米国のFTAにおける知的財産章の概要

米国のFTAにおける知的財産戦略は、2015年貿易促進権限（TPA）法に見られるように、米国の国内法の保護水準を相手国において担保することを目指していると考えられる。米国FTAにおける知的財産条項は、図表Ⅲ-4のように3つの柱に大別することができる。これは、著作権関連産業、医薬品産業といった米国において、競争力が強く、知的財産について関心の高い産業分野を反映していると言えよう。

<図表 III-4> 米国 FTA 知的財産戦略の俯瞰



二国間協定においては、TRIPS 協定で任意とされている事項を義務化したり、規定されていない事項について新たな規律を導入することが考えられるが、米国 FTA の知的財産章はこの側面を積極的に推進していると言える。なお、TRIPS 協定では最恵国待遇 (MFN) 義務が規定されており、当該協定の対象であって TRIPS 協定の対象となっている知的財産に関する EPA/FTA の条項に基づく措置は、EPA/FTA 締約国の国民のみならず WTO 加盟国の国民全体に適用しなければならない。但し、TRIPS 協定の対象とならない知的財産権及び MFN の例外として同協定に限定列挙されたものについては、MFN 義務は及ばないことになる。TRIPS 協定を超える義務を課す規定の概要については、2017 年版不正貿易報告書 660 頁を参照のこと。

なお、2017 年 7 月以降、米国は北米自由貿易協定 (NAFTA) の再交渉を進めており、2018 年 11 月 30 日には、USMCA (新 NAFTA) の協定文に署名がされている (但し、2019 年 2 月時点において各国議会で未承認)。USMCA においては、新規生物製剤の試験データ等の保護期間を 10 年間、新規医薬品の試験データ等の保護期間を 5 年間とする規定や、当局の特許付与までの不合理な遅延に対する特許期間の調整手段を設けなければ

ならない旨の規定、著作物等の保護期間を著作者の死後少なくとも 70 年 (公表後 75 年) とする旨の規定等が含まれている。

②EU の FTA における知的財産章の概要

従来、EU の EPA/FTA 知的財産章への取組は、米国のそれとは異なり、一般規定、条約への加盟義務が中心の簡潔な規定となっていることが多かった。これに対して、EU 韓 FTA、CETA (EU カナダ FTA)、日 EU・EPA など、近年締結された EPA/FTA では、TRIPS 協定を超える具体的な規定が含まれるなど、従来よりも詳細な規定となっており、EU の今後の EPA/FTA の進め方が注目される。

EU の EPA/FTA における TRIPS 協定を超える義務を課す規定には、米国 FTA の規定と重複するものも多く存在する。EU の EPA/FTA における特徴的な規定の概要については、2017 年版不正貿易報告書 660 頁を参照のこと。

(5) 経済的視点及び意義

国際的に適切な知的財産の保護は、自由貿易の更な

る推進及び健全な発展のために不可欠であり、技術力のある国にとっては、当該国企業が海外市場に安心して投資を行う際の前提となる。他方、技術力をもたない開発途上国にとっても円滑な技術移転の促進などを通じた経済的発展が期待できる。

知的財産権の執行を強化するための国際的な法的枠組みである「偽造品の取引の防止に関する協定」

(ACTA) は、知的財産権保護に関する法的枠組み強化という側面に加え、締約国間の意見調整の場である委員会設置やベストプラクティス共有等、締約国間の協力を通じた執行の体制強化・質の向上という意義を有するものである。2019年2月現在、ACTAを締結した国は我が国のみであり、発効に必要な締結国数に届いていないものの、ACTAの内容がエンフォースメントに関する国際的規律の新たな標準モデルとなり EPA/FTA のような様々な国際協定に取り込まれていくことで、ACTA 締約国の範囲を超えて知的財産エンフォースメントの強化に向けた役割を果たすことは可能である。唯一の ACTA 締約国として、我が国は、二国間・複数国間協議など様々な機会を利用して協定内容への理解を促しエンフォースメントに関する規律強化の基礎として ACTA を活用していくことが期待される。

(6) 主要ケース

我が国が、これまでに発効した EPA の知的財産に関する義務規定から紛争解決手続を通じて具体的な法令や通達改正を迫られたものはない。我が国の立場から見ると、EPA の知的財産規定は、概ね相手国の知的財産制度の強化という役割を有しており、EPA 上の紛争解決手続は、知的財産に係る権利義務について、相手国の義務履行を問う場として利用されることになると考えられる。今後の具体的ケースの積み重ねにより、その実用性などについての検証がなされることになろう。